

女性のための相談室日程表

開催月	(1回目)	(2回目)
令和4年10月	7日	21日
11月	11日	25日
12月	9日	23日
令和5年1月	13日	27日
2月	10日	24日
3月	10日	24日

※事前に予約された方を優先します。
DV等の緊急の場合は、相談日以外にも相談を受け付けますのでご連絡下さい。

【内容】配偶者や恋人からの暴力や暴言、家庭の事、今後の生き方など日々の生活で起こる悩みや心配事について、女性相談員が対応し、解決に向けた助言や情報提供を行います。

【相談方法】面接相談
※電話での相談は受け付けておりません。

【日程】毎月2回(隔週金曜日)
①13時〜 ②14時〜

【場所】総合福祉センター「ひまわりの里」
【その他】無料・秘密は厳守されます。

お知らせ

毎月2回開催予定

女性相談員による
女性のための相談室

国健康福祉課 高齢者・女性係 ☎65・0001

ひとりで悩まず、あなたのお悩みをお聞かせください。

手当金

傷病手当金適用期間の延長

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の申請はお済ですか

国保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

○桂川町の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

新型コロナウイルス感染症に感染または発熱の症状があった場合に、その療養のために就労することができなかった場合(適用期間内で左記の要件を満たす方に限る)について、傷病手当金を支給します。

【適用期間】令和2年1月1日〜令和4年9月30日

【傷病手当金の対象となる方】
次の4つの要件をすべて満たす方。

- ① 給与の支払を受けている、桂川町国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者であること
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、療養のために労務に服することができなくなったこと
- ③ 3日間連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日があること
- ④ 給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること

調査

調査への協力をお願いします

就業構造基本調査実施

国産業振興課 商工統計係 ☎65・1106

総務省統計局(桂川町)では、10月1日現在就業構造基本調査を実施します。

この調査は、日本の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的とする調査であり、統計法に定められた調査です。

調査結果は、雇用政策、経済政策などの企画立案のための基礎資料として活用されます。

調査対象は、統計理論に基づき無作為に選ばれた全国の約54万世帯(15歳以上の世帯員約108万人)です。

9月下旬から、調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いいたします。

令和4年
10月1日

就業構造基本調査

安心して働ける明日へ。

総務省統計局・都道府県・市区町村